

○常総市民懇談会実施要綱

平成20年10月22日

告示第97号

(趣旨)

第1条 この告示は、市民の意見、提言等を幅広く市政に反映させ、より一層開かれた市政の実現及び市民参画によるまちづくりの推進を図るため、市長と市民団体等とが意見の交換を行う常総市民懇談会（以下「懇談会」という。）を実施することに關し、必要な事項を定めるものとする。

(形式等)

第2条 懇談会は、公募による市民団体等ごとに市長との直接対話の形式で行うものとする。

2 懇談会の内容は、まちづくり、教育、福祉、環境その他の行政運営に關し、前条の趣旨に沿った建設的なものとする。

(公募等)

第3条 市民団体等については、次の方法により公募するものとする。

- (1) 市の広報紙への掲載
- (2) 市のホームページへの掲載
- (3) 前2号のほか市長が適當と認める方法

2 応募できる市民団体等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 構成員がおおむね10人以上30人以内であること。
- (2) 主に、市内に在住し、又は市内に通勤し、若しくは通学する者で構成されていること。
- (3) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための宗教教育その他の宗教的活動を目的とするものでないこと。
- (4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを目的とするものでないこと。
- (5) 営利を目的とするものでないこと。

(申込み等)

第4条 懇談会の開催に応募しようとする市民団体等は、常総市民懇談会開催申込書（様式第1号）により市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みを受けた場合は、申し込んだ市民団体等の設立目的、懇談会において取り上げようとする内容等を確認した上、懇談会の開催を決定したときは、常総市民懇談会開催通知書（様式第2号）により当該申込みをした市民団体等に通知するものとする。

(開催方法)

第5条 前条第2項の規定により開催を決定した懇談会の開催日時及び会場は、市民団体等と別途協議して決定する。この場合において、会場は、公共施設又は地域の集会施設その他の公益的施設を利用するものとする。

2 懇談会の開催時間は、おおむね1時間とする。

3 懇談会には、市長のほか記録者として職員1人が出席する。ただし、市長が必要と認めるときは、市長が指名する職員を加えることができる。

(結果の処理)

第6条 市長は、懇談会における意見の交換に係る結果について、第1条の趣旨に沿い、市政に反映させるように努めるものとする。

2 懇談会において結論の出せない意見、提言等については、後日、その処理の経過に關し、当該意見、提言等を申し出た市民団体等に通知するものとする。

(実施状況等の公表)

第7条 懇談会の内容、実施状況等については、必要に応じて公表するものとする。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、市長公室秘書課において処理する。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、懇談会の実施に關し必要な事項は、市

長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年告示第28号）

この告示は、平成22年5月1日から施行する。

附 則（平成27年告示第49号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年告示第41号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年告示第22号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

常総市民懇談会開催申込書

年 月 日

常総市長 殿

団体等名称		
代	氏名	(印)
表	住所	
者	電話番号	

常総市民懇談会の開催について、次のとおり申し込みます。

団体等の設立目的	
団体等の構成員数	人 (うち出席を予定する人数 人)
懇談会に予定する議題・内容	
開催を希望する会場	市役所本庁舎 その他()
開催を希望する時期等	年 月 上旬・中旬・下旬 昼間(午前・午後)・夜間

様式第2号(第4条関係)

常総市民懇談会開催通知書

年 月 日

団体等名称

代表者氏名

殿

常総市長



年 月 日付けで申込みのあった常総市民懇談会については、
次のとおり開催いたしますので通知します。なお、開催日時、会場等について
は、別途ご相談いたします。

団体等の設立目的	
団体等の構成員数	人 (うち出席を予定する人数 人)
懇談会に予定する議題・内容	

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第4条関係）